

## 採用活動ガイドライン（就活ハラスメント防止規定）

### 第1条（目的・基本方針）

本ガイドラインは、当社の採用活動において、応募者が安心して選考を受けられる環境を整えるための指針であり、パワーハラ（パワーハラスメント）やセクハラ（セクシュアルハラスメント）を未然に防ぎ、公正かつ誠実な採用活動を行うことを目的とする。役員・従業員・採用担当者・面接官・OB/OG等、採用活動に関与するすべての者は、本ガイドラインを遵守する。

### 第2条（就活ハラスメントの禁止）

以下の行為を含む、すべてのハラスメントを禁止する。

#### （1）パワーハラスメント（パワーハラ）

- ・高圧的な態度で応募者を威圧する行為
- ・必要以上に厳しいフィードバックや人格を否定する発言
- ・面接中に圧迫質問を行い、精神的に追い詰める行為
- ・内定や選考通過を条件に不当な要求をする行為
- ・他の企業の選考状況を執拗に聞き出す行為
- ・不当に内定承諾や他社辞退を迫る行為
- ・応募者の価値観や生き方を否定する発言

#### （2）セクシュアルハラスメント（セクハラ）

- ・容姿や服装、体型に関する発言
- ・恋愛や結婚に関する質問とそれを理由とする不利益な取扱い
- ・プライベートな情報を詮索する質問
- ・身体的接触（肩を触る、手を握るなど）
- ・選考とは無関係な場（飲み会、個人的な誘い）への参加を強要する
- ・内定を条件にデートや食事に誘う

#### （3）その他のハラスメント行為

- ・宗教や思想、性別、出身地などに関する不適切な質問
- ・障がいや持病について、本人が話していないのに尋ねる行為
- ・妊娠や介護に関する不必要な質問や、それを理由とする不利益な取扱い
- ・過去の経歴や失敗をしつこく指摘し、応募者を困らせる行為

### 第3条（会社の方針の明確化および周知・啓発）

1. 会社は、就活ハラスメント防止に関する本ガイドラインを明示し、社内で周知する。
2. 面談・面接・懇親会・OB/OG訪問等を行う際のルールをあらかじめ定め、採用活動に関与する者に徹底する。

### 第4条（相談体制の整備・周知）

1. 会社は、応募者および従業員からの就活ハラスメントに関する相談・通報を受け付ける窓口を設置する。

#### 【就活ハラスメント相談窓口】

就活ハラスメント相談窓口

TEL：03-6722-2250 メール：[n-eco.kanri@n-eco.co.jp](mailto:n-eco.kanri@n-eco.co.jp)

書面（送付先）：〒108-0014 東京都港区芝 4-1-23 三田 NNビル8階

日本液炭株式会社 コーポレート統括部宛

※匿名での相談も可能とする。

2. 相談窓口の情報は、採用ホームページ、募集要項、会社説明会資料、内定者向け案内等に記載し、外部にも分かる形で周知する。
3. 相談者・通報者のプライバシーは保護され、相談したことを理由として不利益な取扱いを行わないことを明示する。

### 第5条（ハラスメントが発生した場合の対応）

1. 就活ハラスメントが疑われる相談・通報を受けた場合、会社は速やかに事実関係を確認する。
2. ハラスメント行為が認められた場合、以下を含む適切な対応を行う。
  - (1) 被害者に対する説明・謝罪、希望に応じた担当変更や選考やり直し等の配慮
  - (2) 行為者に対する指導・研修・配置転換・懲戒処分等、再発防止措置
  - (3) 採用フロー、面接ルール、研修内容等の見直し
  - (4) 相談を行った応募者に対し、可能な範囲で調査結果および対応内容の概要を説明し、安心して今後の選考等に臨めるよう配慮する。